

地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員退職手当規程

平成22年4月1日

規程 4-4

〔沿革〕平成29年3月31日規程4-4-1の一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用職員就業規則」という。）の規定に基づき、有期雇用職員就業規則の適用を受ける有期雇用職員（以下「有期雇用職員」という。）の退職手当に関し必要な事項を定める。

(退職手当の支給)

第2条 有期雇用職員が退職し又は解雇された場合には、原則として退職手当は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、有期雇用職員の勤務成績、退職又は解雇の事由等により、地方独立行政法人長野県立病院機構職員就業規則の適用を受ける職員との権衡上、理事長が適当と認めた者にあつては、この規程による退職手当を支給することができる。

3 前項の規定による退職手当は、有期雇用職員が退職し又は解雇された場合にその者（死亡した場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 地方独立行政法人長野県立病院機構職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）第3条の規定は、第2条第3項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。

(退職手当の支払)

第4条 第2条第2項及び第3項の規定による退職手当は、有期雇用職員が退職し又は解雇された日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第5条 職員退職手当規程第5条から第19条までの規定は、退職し又は解雇された有期雇用職員に対する退職手当の額について準用する。

(退職手当の支給制限及び返納等)

第6条 職員退職手当規程第20条から第25条までの規定は、有期雇用職員退職手当の支給制限及び返納等の取り扱いについて準用する。

第7条 職員退職手当規程第26条の規定は、有期雇用職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給について準用する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、有期雇用職員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により有期雇用職員となった者（以下「継承職員」という。）の第5条の規定により準用される職員退職手当規程第17条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の長野県職員退職手当に関す

る条例（昭和28年長野県条例第67号。以下「長野県職員退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の始期から有期雇用職員としての引き続いた在職期間をとみなす。

- 3 継承職員の在職期間にかかる、第5条の規定により準用される職員退職手当規程第9条、第15条及び第17条の規定の適用については、この規程に定めるもののほか、長野県職員退職手当条例及び長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の規定の例による。
- 4 平成22年4月1日に現に在職する有期雇用職員で長野県職員として在職した後引き続き有期雇用職員となったものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の長野県職員として引き続いた在職期間を有期雇用職員としての引き続いた在職期間とみなす。

附 則（平成29年3月31日4-4-1）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日の前日に現に在職する旧有期雇用職員就業規則第2条第1号に規定する特定有期職員で、採用時に施行日以後も引き続き雇用することとされていた者で、施行日以後に有期雇用職員就業規則第2条第1号に規定する特定期限付職員として引き続き雇用された者が退職し、又は解雇された場合にあつては、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日に現に在職する旧有期雇用職員就業規則第2条第2号に規定する産育休代替職員で、施行日以後も当該産前産後休暇又は育児休業職員の休業期間が引き続く場合に、当該職員の代替業務を行うため産育休代替職員として引き続き雇用された者が退職し又は解雇された場合にあつては、なお従前の例による。